

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

宅配便による申告書の提出日

Q：当社は11月決算の法人ですので、1月末が法人税の申告期限となります。

ところで、今回から申告書を郵送ではなく宅配便で送付しようと思うのですが、宅配便の場合も郵送のように宅配を依頼した日を提出日としてもらえるのでしょうか。

A：宅配便の場合は税務署が申告書を収受した日が提出日とされます。

【解説】

申告書の効力の発生時期に関する取扱いについては、税法上特別な規定は設けられていませんので、民法上の原則である到達主義により、それが到達した時に効力が生じることになります。

ただし、次のような書類などが郵送された場合には、郵便物の通信日付（スタンプ印）により表示された日に提出されたものとみなされることになっています。

- (1) 納税申告書
- (2) 課税標準申告書
- (3) 更正請求書
- (4) 異議申立書
- (5) 審査請求書
- (6) 延納届出書

ご質問の場合、郵送ではなく宅配便による確定申告書の提出ですので、税務署で申告書を収受した日をもって提出日とされます。月末ぎりぎりに宅配便で送付される場合には、期限後申告とならないよう注意してください。

